

入札説明書

一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。

入札に参加する者は、この入札説明書その他関係法令を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記【3】の部局等に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

【1】 公告日 令和8年1月20日(火)

【2】 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 対象となる入札の名称等

業務名 長崎港湾漁港事務所公文書・什器移転業務委託
業務内容 別添「長崎港湾漁港事務所公文書・什器移転業務委託仕様書」とおり(以下「仕様書」という。)
履行場所 長崎振興局万才町庁舎(長崎市万才町3番17号)
履行期間 契約日から令和8年3月27日まで

(2) 入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和8年2月13日(金)午前10時00分から

場 所 長崎港湾漁港事務所 8階入札室

電送及び郵送による入札は認めない。

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に【3】の部局へ確認すること。

開札は、入札者又は代理人の立ち会いのもと行う。

(3) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面にて提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAXでの提出も可とする。

なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

〔提出場所〕長崎港湾漁港事務所 総務課 総務経理班(長崎市万才町3番17号)

〔提出期限〕令和8年2月5日(木)午後5時

回答については、令和8年2月9日(月)午後5時までに長崎県ホームページに掲載する。

(4) 入札書の記載方法

入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税を除いた金額)を入札書に記載すること。

入札金額(首標数字)は訂正することができないこと。

入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。

代理人が入札する場合には、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

<注意事項>

- ・ 入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、入札業務名を記入し提出すること。
- ・ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印すること。
- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・ 入札書の宛名は「長崎港湾漁港事務所長 平井 太郎」とすること。

- ・入札書及び委任状に押印する代表者印は届出済の印鑑を使用すること。

(5) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金

(ア) 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 5 以上の金額を納付すること。入札保証金の現金納付を希望する場合は、事前納付のための納付書を発行するため、令和 8 年 2 月 5 日（木）午後 5 時までに申し出ること。（納付期限は令和 8 年 2 月 9 日（月）午後 3 時まで）金融機関で事前納付後、その領収書の写しを持参又は FAX により提示すること。ただし、落札者とならなかった者が納付した入札保証金は、入札終了後に還付するが、還付には相当の日数を要し、開札日当日の還付はできない。

(イ) ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎港湾漁港事務所長 平井 太郎 を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出したとき。
- ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、その内容を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- a 3,000 万円以上
- b 3,000 万円未満 1,000 万円以上
- c 1,000 万円未満

- ・入札保証保険により免除を受けようとする場合は、令和 8 年 2 月 9 日（月）まで（県の休日を除く）の午前 9 時から午前 12 時、午後 1 時から午後 5 時までに提出すること。
- ・2 件の同種同規模の契約実績により免除を受けようとする場合は、令和 8 年 2 月 5 日（木）まで（県の休日を除く）の午前 9 時から午前 12 時、午後 1 時から午後 5 時まで入札保証金免除申請書とともに契約書の写しを提出すること。

(ウ) 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

<注意事項>

- ・入札保証保険期間の終期は、入札日から起算して 7 日目とすること。
- ・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできないこと。

契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。
ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎港湾漁港事務所長 平井 太郎 を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
- ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- a 3,000 万円以上
- b 3,000 万円未満 1,000 万円以上
- c 1,000 万円未満

(ウ) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(6) 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、下記の から により無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

入札者が法令の規定に違反したとき。

入札者が連合して入札したとき。

入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けすることが明らかである者が入札したとき。
長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受け
ることが明らかである者が入札したとき。
所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入
札であるとき。
入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印
してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が
委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないと
き。
誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
入札書の首標金額が訂正されているとき。
その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

（7）落札者の決定方法

本入札は、最低制限価格を設定していない。
予定価格の制限範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。
落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引
かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない
者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじ
を引かせるものとする。
入札回数は3回を限度とする。
落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合
又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等
排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り
消すこととする。

＜注意事項＞

・開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、その場で再入札（2回目）、
再々入札（3回目）を行う予定である。なお、再々入札（3回目）を行っても落札者がいな
い場合には、最低の価格で入札した者と随意契約を行う場合がある。

（8）契約書の作成等

落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出するこ
と。
その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであ
ること。

（9）競争入札の参加資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号の
いずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締
結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知
事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理
人として使用する者でないこと。

「長崎港湾漁港事務所公文書・什器移転業務委託」に関する令和8年1月20日付けの競争入
札の参加者の資格等（7長振港漁第142号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加
資格を有すると認められた者であること。

長崎県内に本店又は支店等を有し、常勤の従業員を雇用していること。

令和3年4月1日から令和8年2月5日までの期間において、官公庁、病院、学校等の移転業
務を受注し、履行した実績が1件以上あり、その履行を確認できるもの。

貨物運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条の許可を受けている者（同法附則第 2 条又は第 3 条の規定により許可を受けた者を含む。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の登録を受けている者（同法附則第 7 条の規定により登録を受けたものとみなされるものを含む。）であって、許可書等の写しを提出した者。

この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

【 3 】 当該契約事務に関する問合せ及び提出先を担当する部局等の名称

（住 所） 〒850-0033 長崎市万才町 3 - 17

（名 称） 長崎港湾漁港事務所 総務課 総務経理班

（電 話） 095-822-1257